

太陽光発電設備を設置・操業される皆様へ

山口市において、太陽光発電設備及びこれに附帯または関連する設備・施設を設置・操業される皆様におかれましては、関係法令、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省策定の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守いただき、当該地及び周辺地域の環境及び地域の皆様の安心・安全に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、下記の事項について、趣旨御理解の上、取り組みをいただきますようお願いいたします。

1. 当該設備の設置におかれましては、計画段階において、近隣住民及び関係すると思われる住民、団体等に対し、事業規模や工事の内容、設置後の管理運営方法等について説明会を開催するなど、周辺住民へ周知いただくとともに、理解・協力が得られるよう努めていただきますようお願いいたします。
また、住民からの意見、要望に対しましては、できる限り対応いただきますようお願いいたします。
2. 設置等工事期間中及び操業期間中の管理運営につきましては、当該事業活動に伴い生じる産業廃棄物等は自らの責任において、関係法令に則り、適正に処理いただきますようお願いいたします。
3. 設置等工事に伴う粉塵・騒音・振動、濁水等の発生防止及び安全確保に努めていただきますようお願いいたします。
また、工事期間中及び操業期間中におかれましては、上記のほか、雑草等の管理や電波障害・反射光害・輻射熱害・電磁波による周辺環境への影響等に十分な配慮をいただきますとともに、住民等から意見、要望等が寄せられました際には、真摯に対応いただきますようお願いいたします。
4. 管理運営におかれましては、当該設備設置敷地内に、設置者名及び住所、住民からの相談を受付ける連絡先及び緊急時の連絡先等を明記した看板等の設置をお願いいたします。

★裏面に関係条例及び受付窓口を記載しておりますので御参照ください。

★裏面に記載している届出等要件に満たない面積の設備につきましても、上記項目に配慮いただいた設置工事及び設置後の管理運営に努めていただきますようお願いいたします。

●太陽光発電設備設置に係る本市関係条例及び受付窓口

関係法令	種別	面積要件等	受付窓口
山口市の生活環境の保全に関する条例	届出	【市内全域】 土地の区画形質の変更を行う面積が1,000㎡以上	都市整備部開発指導課 開発指導担当 TEL:083-934-2846
山口市景観条例	事前協議及び届出	【一般地域（下記地区を除く市内全域）】 ・太陽光発電設備の高さが10m以上 ・パネル面積の合計が1,000㎡以上 ・開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更を行う面積が1,000㎡以上 【一の坂川周辺地区、新山口駅周辺地区】 ・規模に関わらず全てのもの	都市整備部都市計画課 まちづくり推進担当 TEL:083-934-2831
榎野川水系等の清流の保全に関する条例	事前協議	【榎野川水系】 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上	環境部環境政策課 総務担当 TEL:083-941-2175
農地法	農地転用許可	「登記地目もしくは現況が農地（田・畑等）の場合」詳細は右記事務局へお問い合わせ下さい。	農業委員会事務局 農地担当 TEL:083-934-2882

お問い合わせ
 山口市環境部 環境政策課 環境共生担当
 TEL:083-941-2180, 2181
 FAX:083-927-1530
 E-mail:kankyo@city.yamaguchi.lg.jp